

2018年
CTG

建設労働本部夏季闘争速報

No. 10 / 2018年7月13日

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL. 011(711)7377
FAX. 011(711)7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

最低賃金審議会に声を届ける 0710 アクション 格差をなくし、いますぐ時給1000円に

道労連は7月10日に開かれた第2回北海道地方最低賃金審議会にむけて、札幌第1合同庁舎前で「最低賃金審議会に声を届ける 0710 アクション」をおこないました。黒澤幸一議長は「厚労省への要請で『全国で最賃に格差あることはおかしい。なんとかして、Dランクなどを持ち上げるような形で施策を作りたい』『3%の一律の引き上げは更に地域間格差をひろげる。その事には大変な問題意識を持っている』という言葉を引き出した。最賃810円ではフルタイムで働いても手取り12万円にしか得られない。若者が札幌でアパートを借りて自立して生活しようと思ってもできる状況ではない。北海道の経済を下から支える最低賃金にするよう声を大にしてお願いしたい」と訴えました。また、コンビニのバイトで働く若者について「札幌も東京もコンビニで買うジュースの値段は一緒なのにコンビニで働く人の賃金に格差がある。もし賃金格差がうまらなければどンドン都会に人がいってしまう。現に札幌に人が集中しているし、札幌から東京に出る若者もいる。北海道の経済を健全にしていくためには、これからを担う若者の賃金の引き上げが必要だ」という訴えや、介護現場の実態、タクシー運転手の過酷な労働条件や賃金実態、働く貧困層の親とその子どもたちの現状が語られ、いますぐ最低賃金を時給1,000円に、そして1,500円への大幅な引き上げを実現するように強く求めました。

なおこの日、北海道労働局長は今年度の最低賃金改正決定について審議会に諮問をおこないました。

函館合同支部に労働相談で3人加入

函館合同支部に労働相談で3人の組合員が加入しました。喫茶で働く労働者とコンビニの労働者については金銭解決となり、開業医のもとで働く女性の相談については引き続き解決のために交渉中です。

すべての争議解決「1の日」行動に80人

7月11日、すべての争議解決をめざす「1の日」行動が札幌駅南口でおこなわれ80人が参加しました。福祉保育労の明啓院分会とつばさ保育園分会の不当労働行為とのたたかい、KKR札幌医療センターの新人看護師の過労自死の裁判、自交総連札幌交通労組の労働委員会命令取り消し裁判とともに、医労連恵和会労組から不当労働行為との新たなたたかいについての報告と訴えがありました。また、日本労働弁護団北海道ブロックの齋藤耕弁護士が、政府・与党が強行した「働き方改革法案」について、高度プロフェSSIONナル制度を職場に持ち込ませないたたかいの重要性を強調しました。

鉄路を守る宣伝・署名と西日本豪雨災害支援の訴えも

なお、この「1の日」行動に先立って、「北の鉄路存続を求める会」が宣伝・署名行動をおこない、西日本豪雨災害被災地への支援カンパも訴えました。